

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

## 野田市教育委員会規則第4号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条の2並びに別表第2の21の項及び22の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第3条第2項及び第5条の2並びに別表第2の21の項及び22の項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。